

交流センターのコーナー

長保有紀 歌謡ショー

平成22年8月14日(土)

入場無料

開演 午後2時(開場:午後1時30分)

出演:長保 有紀 [日本クラウン演歌歌手 ('94NHK紅白歌合戦出場)]
丘 みどり [徳間ジャパン演歌歌手]

お問い合わせ先:日高川交流センター (☎54-0326、FAX54-0174)



催し物のご案内

お問い合わせ先 日高川交流センター(中津公民館)
TEL 54-0326 FAX 54-0174

●7月18日(日) GREEN PIECE (野外ライブ)

開演:午前11時

アーティスト:有山じゅんじ・川上次郎(EX.KUSUKUSU)・はじめにきよし・藪下将人
ビューティフルハミングバード・メトロロ・楽音カルテット(from!ぼんぼこ楽音)

チケット:前売り券 3,000円

●7月25日(日) 夏の祭典 カラオケ夢祭り(カラオケ発表会)

開演:午後1時

●8月8日(日) 生涯学習講演会

開演:午後1時 講師:木下博勝

●8月28日(土) 名古屋大交響楽団演奏会(オーケストラ)

開演:午後1時30分 演奏:名古屋大学交響楽団(総勢100名)



カブト虫の森

カブト虫と遊ぼう!!

緑いっぱいに囲まれた自然体験型施設「カブト虫の森」!! (^◇^*) /
園内の樹木からカブト虫を探してみよう! うまく見つけられるかな?
世界のカブト虫や、クワガタの展示販売もあるよ!

【場所】高津尾地内(第二鳴滝キャンプ場隣接)

【営業期間】午前10時~午後4時まで ◆7月3日から8月1日までは、土日祝のみ営業
◆8月7日から8月15日までは休まず営業

【入園料金】お一人様(3歳以上)300円 ※団体割引有

【販売】カブト虫の販売 ◆オス 500円/匹 ◆メス 300円/匹 ◆ペア 700円/匹

【団体予約・お問い合わせ先】なかつのカブト虫グループ
TEL:55-0565(代表)



農業委員会より

◎農地の権利(所有権・賃借権等)を相続したときは、農業委員会に届出をお願いします。

農地法の改正により、相続等で農地の権利(所有権や賃借権など)を取得した場合は、農業委員会へ、その旨を届け出なければなりません。届け出は簡単です。農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

◎農地の賃貸借契約を双方で合意解約したときは、農業委員会に通知をお願いします。

賃貸借契約(小作契約)していた農地が賃借人から返ってきた等、賃借人と賃借人双方が合意で解約した場合は、「農地法第18条第6項の規定による通知書」を農業委員会に御提出下さい。通知書は1枚で、簡単です。農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

◎農地を貸したい場合は、お気軽に農業委員会にご相談下さい。お問い合わせ先:農業委員会事務局(☎22-9423)

と存じですか? 農業者年金保険料は全額所得控除となります

公的年金である農業者年金の保険料(国庫補助を除く)は、全額が所得控除の対象になり節税効果が大きい。民間の個人年金ですと、年間で控除対象となる保険料は、所得税で5万円まで、住民税で3万5千円までです。

農業者年金は終身保障です。今の掛け金はしんどいですが、老後、定期的に手に入るお金は貴重なもの。自分への長期投資と考え、できれば若いうちから加入しましょう。



農業者年金の節税効果イメージ (保険料 月額2万円の場合)

※夫婦2人家族で、農業以外に所得はなく、他の所得控除もない家庭を試算しています。

※表は上記条件の場合の金額であり、個人により税額等は異なります

	農業者年金加入家族	未加入家族
年間所得	200万円	200万円
農業者年金保険料	24万円	なし
税額	21.4万円	25万円

注)所得税と住民税の合計額

税負担3.6万円の差:自分の老後に年24万円投資して3万6千円の利息がついた。(日本農業新聞6月1日付より)

農業者年金は、農業者の方なら広く加入できます(下記の要件を全て満たす方)

①国民年金の第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事する60歳未満の方
保険料は、月額 2万円から6万7千円まで選べます。中途で変更も可能です。
詳しくは、農業委員会事務局(☎22-9423)までお問い合わせ下さい。



事業者の皆様へのご案内

従業員の町県民税は特別徴収による納税を!



●特別徴収とは?

所得税の源泉徴収にあたるものが町県民税では特別徴収と呼ばれています。

町県民税の特別徴収とは、事業者(給与支払者)が、従業員(給与所得者)が納めるべき税額を毎月支払う給与から徴収(天引き)し、その徴収した税金を町に納入していただく制度です。

従業員毎の町県民税は、町で計算してお知らせしますので、事業者の方にとっては所得税のように年末調整をするなどの手間がかかりません。

※地方税法第321条の4及び町条例の規定により、事業者は原則としてすべて特別徴収義務者として町県民税の特別徴収を行うこととされています。

事業者の皆様

従業員(給与所得者)の「所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない」ということはありませんか?

従業員の皆様

給与所得に係る町県民税は、給料より天引き(特別徴収)されていますか?

従業員の町県民税は、特別徴収による納税をよろしくお願ひします。

税務課……………☎ 22-8841
中津支所地域行政課……………☎ 54-0321
美山支所地域行政課……………☎ 56-0321